

ブリッジ企画

最高裁判例獲得に至る 労働事件の弁護士活動

2024年10月9日(水)

13:15-14:45

場所

1号館3階137教室

講師

塩見卓也(本学法科大学院特任教授、京都弁護士会)

コメンテーター

渡邊賢(本学法学研究科名誉教授)

司会

森山浩江(本学法学研究科教授)

法の適用される場面においては、先例として最高裁判例が重要な意味を持ちます。とくに労働法分野では、日々の職場の労務管理にも、最高裁判例の考え方が大きな影響をもたらします。職場では、労働法規や最高裁判例の考え方に反しないよう、労務管理が行われるからです。そのような、長年にわたり職場に大きな影響を与えてきた最高裁判例に、1986年の東亜ペイント事件判決があります。この判決は、労働契約関係において、使用者側が労働者側に転勤や配置転換などを命ずる権限を非常に広く認めるものでした。

その判決から38年を経て、今年の4月26日、本学法科大学院特任教授である塩見卓也弁護士が労働者側代理人を務める、滋賀県社会福祉協議会事件で、配転命令についての新しい最高裁判例が出ました。今回の企画では、最高裁判例獲得に至る弁護士活動や、新たな最高裁判例が出たことの社会的意味について、塩見卓也特任教授にお話しいただきます。

法律実務家をめざしている法科大学院生はもちろん、

法律実務家をめざす学部生や

労働問題に関心をもつ学部生も、ふるってご参加ください！！

ブリッジ企画とは

法科大学院では、法律を体系的に理解し、それを現実には起る紛争に応用する能力の修得が求められます。本学においても、この目的に沿ったカリキュラムが組まれています。現実の紛争は多様であり、理論と実務との間で互いに検討すべき課題が多くあります。この理論と実務との架け橋をはかる企画がブリッジ企画です。

講師・コメンテーター紹介

塩見卓也(しおみ・たくや)

2005年大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻中退。2006年弁護士登録。現在は市民共同法律事務所勤務。担当した事件として、京都市内の古刹で調理人として勤務していた労働者が過労によりうつ病となったことにつき残業代や損害賠償などの支払いを認めさせた事例(京都地判平成28・4・15労働判例1143号52頁などがある。著書に『休職の法律実務』(旬報社)などが、また研究業績として「裁量労働制の提案はなぜ失敗したのか」(法学セミナー762号、2018年)などがある。日本労働法学会、民主主義科学者協会法律部会などに所属。

渡邊賢(わたなべ・まさる)

1987年3月北海道大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得満期退学。北海道大学法学部助手、北海道教育大学岩見沢校助手・講師・助教授、帝塚山大学法政策学部教授を経て2006年4月から2024年3月まで大阪市立大学(2022年4月からは大阪公立大学)大学院法学研究科教授。著書に『公務員労働基本権の再構築』(北大出版会)、『行政法』(放送大学教育振興会)等がある。日本労働法学会、民主主義科学者協会法律部会、日本公法学会に所属。

主催：大阪公立大学大学院法学研究科
法曹養成専攻

後援：大阪公立大学法学会